

桂坂学区交通安全推進委員会・同女性部

規 約

[名称および事務所]

第1条 本会は「桂坂学区交通安全推進会」及び「桂坂学区交通安全推進会女性部」と称し、事務所及び連絡所を会長宅におく。

[組織]

第2条 本会は、桂坂学区自治連合会各種団体の部会に所属し、各自治会から選出された委員によって組織する。

[目的]

第3条 本会は、桂坂学区の住民の交通安全に寄与することを目的としている。

[事業]

第4条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 住民の交通安全意識の向上を図る啓蒙活動。
2. 交通安全のための、より良い環境整備のための活動。

[役員]

第5条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	若干名
女性部長	1名
女性部副部長	若干名
会計	1名
会計監査	1名

役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

会長は桂坂学区自治連合会会長が指名し、副会長その他関係役員は会長の指名とし、定期総会において承認を受けるものとする。

[役員の仕事]

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

3. 会計は、本会の会計を行う。
4. 会計監査は、本会の会計を監査する。
5. 委員は、総会を構成し、会の事業執行にあたる。

[総会]

- 第7条 定期総会は毎年年度初に行い、予算、決算、役員の改選承認、年間行事計画を付議決定する。
会長が必要と認めた場合には、臨時総会を行うことができる。
規約の改廃は総会にはかり、決議、決定するものとする。

[会計]

第8条

1. 本会の経費は、自治連合会及び西京区交通安全推進会の補助金、その他の収入を以って充てるとする。
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 第9条 本規約は、平成11年4月1日から施行する。

[附則]

一部会則の名称変更

1. 同婦人部改め同女性部とし、平成18年4月1日より施行する
2. 婦人部長改め女性部長とし、平成18年4月1日より施行任務にあたる。
婦人副部長改め女性副部長とし、平成18年4月1日より施行任務にあたる。